

建築物環境衛生総合管理業の登録を受ける方へ

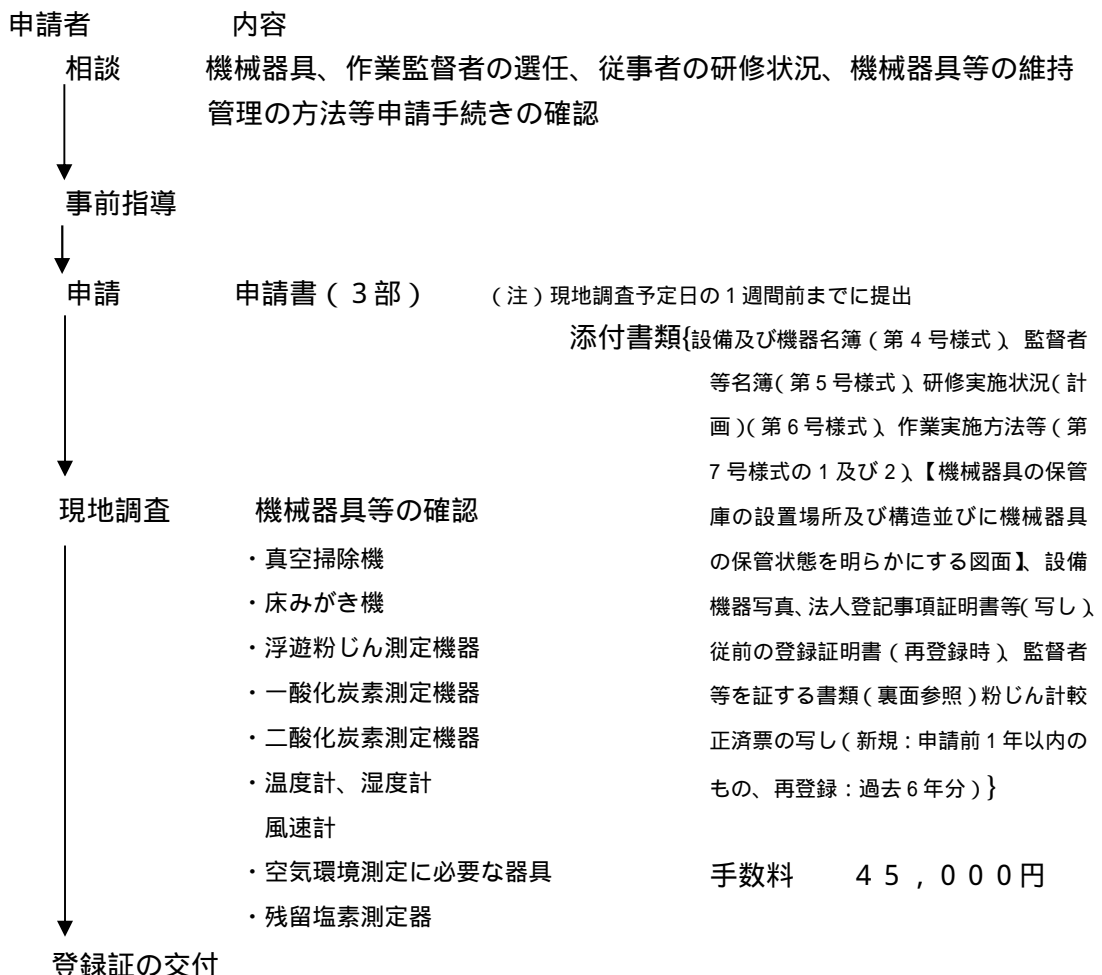
建築物環境衛生総合管理業とは：建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修(以下「運転等」という。)並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のもを併せ行う事業

登録を受けようとする方は、営業所（事業活動の根拠地かつ契約を締結する場所、単なる作業員控室等を除く）ごとに営業所の所在地を管轄する保健所にて下記手続きを行ってください。

なお、営業者が登録を受けない場合は、業務が制限されることはありませんが、登録業者又はこれに類似する表示を行うことができません。

登録の有効期間は6年であり、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録（再登録）を受けなければなりません。

登録までのフロー図



申請書記載上の注意事項

申請書（第3号様式）の住所及び氏名又は名称の下欄に代表者の住所及び氏名を記入してください。

研修実施状況（計画）（第6号様式）には、清掃作業従事者及び空調給排水管理従事者に対する研修を記載します。新規の場合は、過去1年の実施状況及び今後1年の計画、再登録の場合は、過去6年の実施状況及び今後1年の計画において、清掃用機械等の種類と使用方法及び清掃作業の安全・衛生、並びに空気環境の調整、給水・排水の管理、飲料水

の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものを記載してください。また、「対象従業員数」には、作業に従事する者すべての人数を記載してください。

監督者等名簿（第5号様式）には、統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水監督者、空気環境測定実施者を記入し、資格を証する書類を添付すること。

< 必要書類 >

統括管理者：建築物環境衛生管理技術者免状の写し及び統括管理者講習会修了証書の写し

清掃作業監督者：ビルクリーニング技能士合格証書の写し又は建築物環境衛生管理技術者免状の写し及び清掃作業監督者講習会修了証書の写し

空調給排水管理監督者講習会修了者：ビル設備管理技能検定合格証書の写し又は建築物環境衛生管理技術者免状の写し及び空調給排水管理監督者講習会修了証書の写し

空気環境測定実施者：空気環境測定実施者講習会修了証書の写し又は建築物環境衛生管理技術者免状の写し

作業実施方法等（第7号様式）には以下の内容を記載してください。

（告示第117号参照）

1. 建築物清掃業及び建築物空気環境測定業

1) 建築物清掃業

作業工程(日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。)

機械器具等の点検の方法

清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法

作業報告作成の手順

2) 建築物空気環境測定業

空気環境の測定方法

測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法

測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

2. 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法

3. 上記2に関する作業報告書作成の手順

登録後の注意事項

作業従事者に対する研修は、年1回以上実施する必要があります。

同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者として登録を受けることはできません。また、同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具又は同一の監督者等で登録を受けることはできません。

登録業者は、変更又は廃止があったときは、30日以内に届出をしてください。

登録業者は、変更又は廃止があったときは、30日以内に届出をしてください。

変更の届出が必要な事項

氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名

登録基準に係る主要な機械器具その他の設備：変更後の機械器具の概要を記載した書面。

保管庫の変更の場合：変更後の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具の配置を明らかにする図面

監督者等：変更後の監督者等の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法：変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成 14 年 3 月 26 日)
(厚生労働省告示第 117 号)

第八 規則第 30 条第 8 号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 一 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、第一の一から八までに掲げる要件を満たしていること。
- 二 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
 - 1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
 - 2 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
 - 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞^{へいそく}の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
 - 4 ダクトについて、定期に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 5 送風機及び排風機について、定期に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。
 - 6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期に点検すること。
 - 7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期に点検すること。
- 三 機械換気設備の維持管理を、二の 1、二の 4 及び二の 5 に定めるところにより行うことができること。
- 四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、第二の一から三までに掲げる要件を満たしていること。
- 五 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
 - 1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
 - 2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、第五の四と同様の措置を講ずること。
 - 3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期に点検すること。
 - 7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌^{かくはん}及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
 - 8 給水システムの配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

- 9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- 六 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
 - 1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
 - 2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
 - 6 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- 七 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
 - 1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。
 - 2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 八 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を七日に一回以上、定期に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。
- 九 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から八までに掲げる要件(空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。)を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。
- 十 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。